

# 第1章 計画策定にあたって





第1章では、この計画がどのような計画なのかや、地域福祉とは何かなど、計画の前提となることを説明しています。

#### 第1章 目次

- 1 計画策定の趣旨(p.3)
- 2 地域福祉の充実に向けて(p.4)
- 3 地域福祉計画と地域福祉活動計画について(p.12)
- 4 計画の位置付け及び計画の期間(p. 14)
- 5 計画の策定体制(p. 15)

◆各章における注書き(例:※1)の解説は、各章の最終ページに掲載しています。

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

人と人とのつながりや地縁の希薄化、価値観や生活様式の多様化に伴い、社会的に孤立し、悩みや福祉課題が複雑化・複合化してしまう個人や世帯が増加しています。

従来の日本の社会保障制度では、分野別、制度別の専門的な支援を充実させてきましたが、複雑化・複合化した課題や、8050問題、ひきこもり、ダブルケア等の制度の狭間の課題に対しては、関係機関が連携して包括的に対応していく必要があります。

このような中、国では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を推進しています。

このため、今回の第4期計画では、従来の福祉施策はもとより、「包括的な支援体制」の構築のため重層的支援体制整備事業の仕組みにならった3つの基本目標(1 相談支援の充実、2 社会参加の促進、3 地域づくり(地域力の強化))と、市民アンケート、地域座談会でいただいた御意見や明らかになった福祉課題に対応するための11の施策を展開しました。

加えて、SDGs(誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界の共通目標)の理念を市及び社会福祉協議会の各主要事業に取込み、計画の新たな指標としました。

「一緒に考えましょう」では、地域でのあいさつ、声掛け、ボランティア活動や見守り活動への参加などの具体例をお示ししています。具体例を参考に、皆さんと那須塩原市の地域福祉の充実を考えていきたいと思えます。

計画の推進に当たってはPDCA サイクルに基づく自己評価に加え、地域福祉計画推進委員会の委員による評価もいただくこととしています。

本計画に基づく、市、社会福祉協議会、市民、福祉関係者の協働により、「ともに助け合い 支え合い 心豊かに安心して暮らせる那須塩原市」の実現を目指します。

### ◀ ウィズコロナ時代の地域福祉の在り方について ▶

新型コロナウイルス感染症が世界的に広がる中、感染防止のために人と距離を取り、接触する機会を減らすことが求められています。その結果、これまで進められてきた様々な地域活動や支援が自粛を余儀なくされ、社会的な孤立や高齢者の虚弱化等の課題が深刻化しています。一方で、こうした状況は、人との交流やつながりの重要性について再認識する機会となっています。

今後も中長期的に感染防止に取り組みながらの生活が求められる中で、ウィズコロナ時代に向けた新たなコミュニケーション方法の在り方やその支援の在り方について検討します。

## 2 地域福祉の充実に向けて

### (1)「地域福祉」とは？

「福祉」とは、特定の人だけではなく、みんなが幸せになれるような取組や活動を指します。「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域社会の一員であることを認識しつつ、お住まいの地域で安心して暮らし続けられるように、地域住民や福祉関係者がお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組む仕組みのことを言います。



課題を解決する取組として、個人や家庭の努力による解決【自助】のほかに、近所や地域、ボランティア等による助け合い、支え合いや介護保険、医療保険等の相互負担による制度の活用や、公的サービスによる課題解決の方法等があります。

これからは、従来の縦割りで固定的な役割分担ではなく、「包括的な支援体制」を整備することが求められています。そのため、市や社会福祉協議会をはじめ、すべての市民、各種団体がそれぞれの役割を分担し、連携・協働することが重要です。

### (2)「地域共生社会」とは？

近年の地域福祉では、「地域共生社会」の考え方が重要となっています。

「地域共生社会」とは、高齢者や障害者、子ども等すべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創り、高め合う社会のことをいいます。

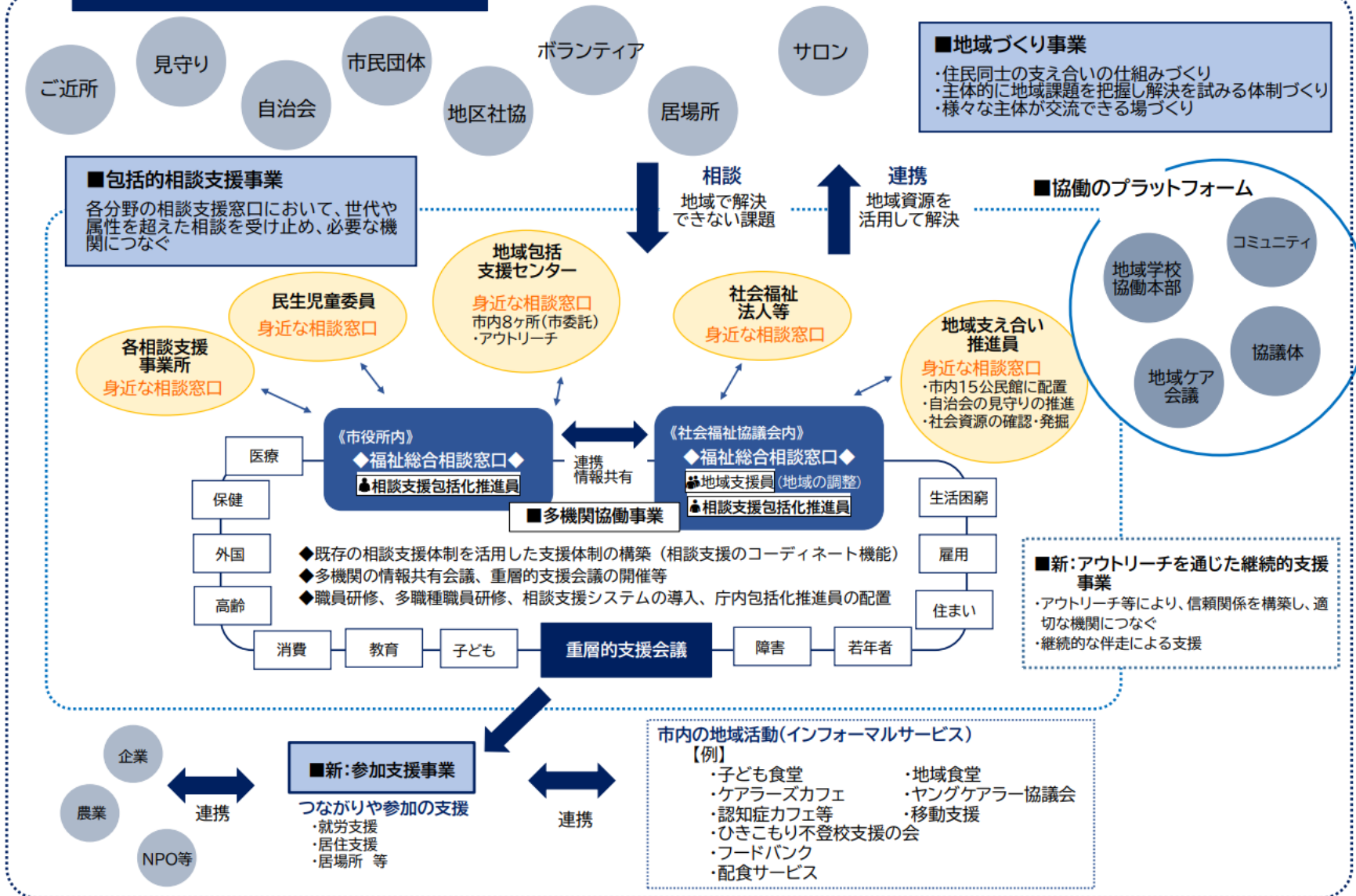
平成30(2018)年4月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行されました。これには、地域福祉の根拠となる「社会福祉法」の一部改正も盛り込まれています。

その後も市町村における包括的な支援体制の整備の在り方について検討が行われ、令和2(2020)年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立(令和3(2021)年4月施行)し、各市町村においては、「重層的支援体制整備事業」(p.10参照)を実施するように示されました。



◆市では、地域福祉の充実に向けた包括的支援体制を組んでいます(p.5 イメージ図参照)。

■那須塩原市包括的支援体制のイメージ



### (3) 「自助」、「互助」、「共助」、「公助」について

地域福祉を進めるときに重要となるのが、「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方です。

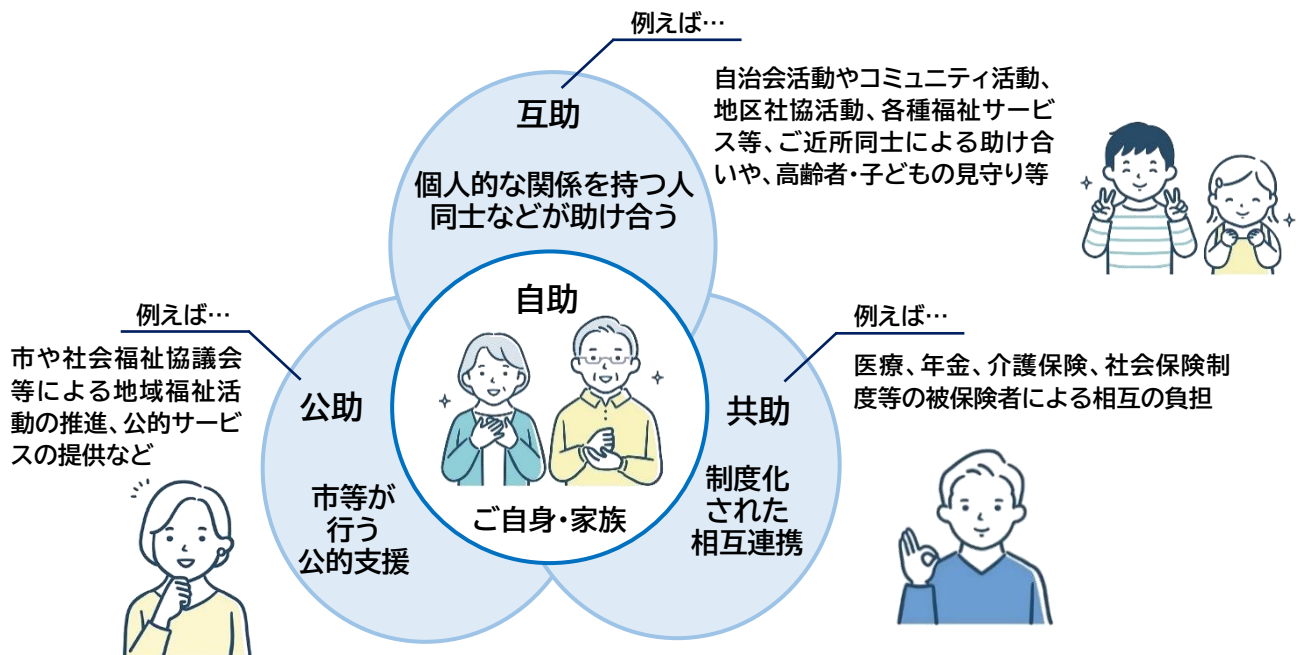
自助	様々な課題について、まずはご自身や家族で解決すること。
互助	自助だけでは解決できない場合などに、隣近所の助け合いや支え合いで解決すること。
共助	制度化された相互扶助で解決すること(医療、年金、介護保険、社会保険制度など被保険者による相互の負担で成り立つ)。
公助	自助、互助、共助に加え、さらに、行政等が公的支援で解決すること。

※防災分野では、自助、共助、公助を防災3要素とし、互助の考え方は共助に含まれ使用されることがあります。

従来の社会保障の制度では、「自助」やそれを支える「互助」を基本としながら、自助や互助では対応しきれない課題等について、「共助」や「公助」が補完し、地域の課題解決が図られてきました。

しかしながら、昨今は各個人・各世帯が抱える課題が多様化していることから、相互に連携し、各役割のバランスを取りながら、制度や支援の狭間を埋められるような役割を果たすことが求められています。そして、このような地域における関わり合いの深化によって、地域全体の地域力が強化されます。

#### ◀ 自助、互助、共助、公助の考えに基づいた地域福祉のイメージ図 ▶



◀◀ 那須塩原市社会福祉協議会のマスコットキャラクター「ころまる」のご紹介 ▶▶

「ころまる」は、平成24(2012)年のロンドンオリンピックの年に、那須塩原市社会福祉協議会のマスコットキャラクターとして生まれました。体の色は、オリンピックのシンボルカラーです。

ころまるは、人を笑顔にすることが一番得意です。みんなを笑顔にして、全ての人が「まるい」関係で結ばれ、社会で発生する差別や偏見をなくしたいという夢を持っています。





### 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。(平成29(2017)年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部より)

平成25年  
(2013)

平成27年  
(2015)

平成28年  
(2016)

- ・ 災害対策基本法の一部改正
- ・ 生活困窮者自立支援法の成立
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律の成立
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成27(2015)年9月)  
 地域社会を取り巻く環境の変化によって、福祉ニーズが多様化・複雑化していることから、従来、分野別に行われてきた社会福祉サービスではなく、地域に住むすべての人が世代やバックグラウンド等を問わずに安心して暮らし続けられるまちづくりの必要性を提示(全世代・全対象型地域包括支援)。包括的な相談体制や総合的な福祉サービスの提供など、4つの改革の方向性が示されました。

- ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28(2016)年6月閣議決定)  
 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を踏まえ、地域に住むすべての人々が、地域や暮らし、生きがいをともに作り上げ、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。

地域力強化検討会の設置(平成28(2016)年10月)  
 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置(平成28(2016)年7月)



**【社会福祉法】：「市町村地域福祉計画」に盛り込むべき事項（第107条 一～五）**

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

平成29年  
(2017)

平成30年  
(2018)

平成31・令和元年  
(2019)

令和3年  
(2021)

地域力強化検討会最終とりまとめ（平成29（2017）年9月）  
「地域共生社会」の実現に向けた具体的な検討を行い、最終のとりまとめとして、市町村における包括的な支援体制の構築や、地域福祉（支援）計画で各福祉分野に共通して取り組むべき事項等を提示しました。

「社会福祉法」の改正（平成30（2018）年4月施行）  
「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」によって、「社会福祉法」も改正されました。「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の規定や、市町村による包括的な支援体制づくり、そして地域福祉計画の充実について規定されました。

地域共生社会推進検討会の設置（令和元（2019）年5月）  
地域共生社会推進検討会最終とりまとめ（令和元（2019）年12月）  
各市町村における包括的な支援体制の整備の在り方や、今後さらに強化すべき社会保障・生活支援の機能について検討され、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行なう市町村の新たな事業の創設等について提示されました。

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」  
（令和3（2021）年4月施行 ※一部除く）  
地域共生社会の実現を図るため、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援できるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等について規定されました。

#### (4) 重層的支援体制整備事業について

令和3(2021)年4月に施行された社会福祉法により位置付けられた事業として、「重層的支援体制整備事業」があります。本事業は、市町村において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制を整備するために、①相談支援事業(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ※<sup>1</sup>等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業の3つの事業を一体的に実施する事業です。

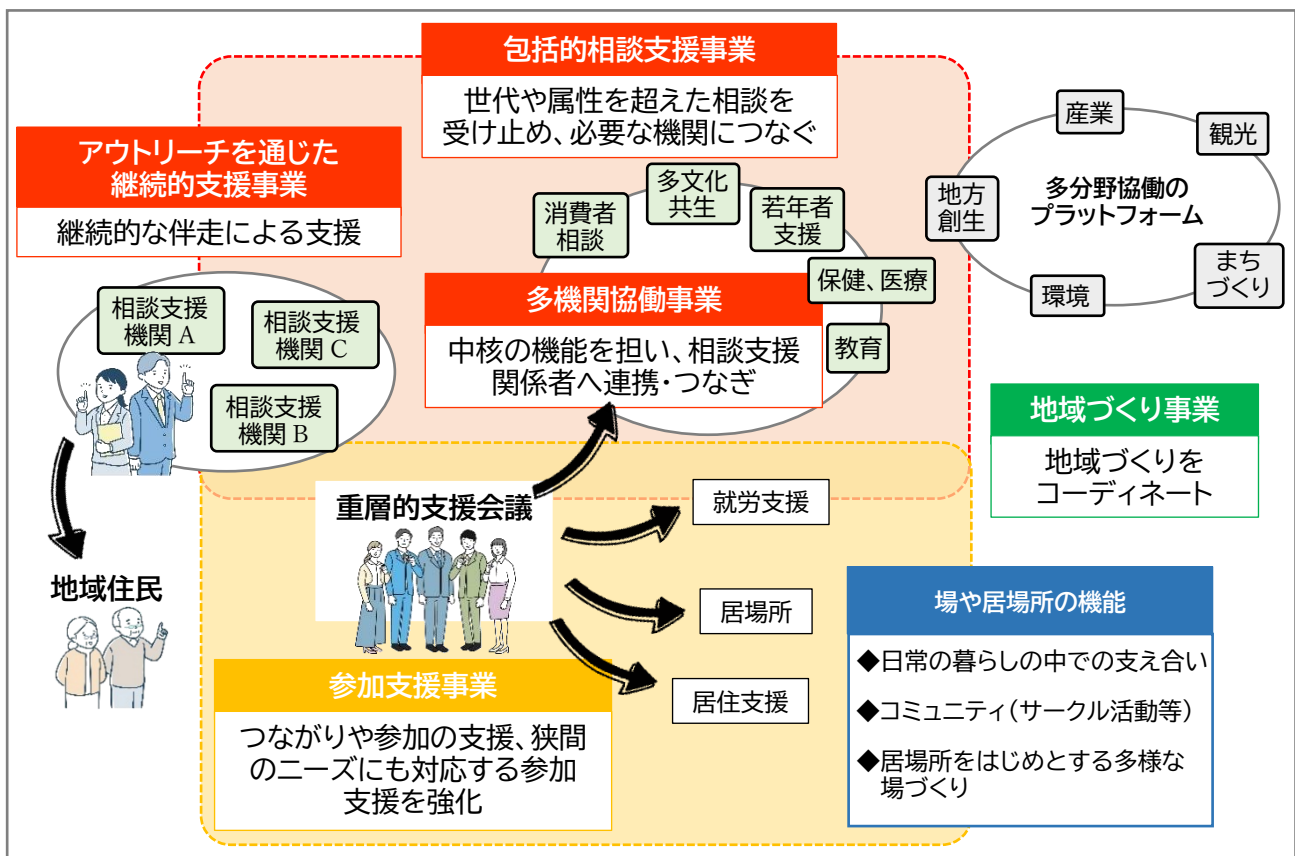
本事業では、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に一人ひとりの相談を受け止めます。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については、多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関で役割を分担しながら、各支援機関の円滑な連携の下で支援できるようにします。

また、長期にわたってひきこもり状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により、本人との関係性の構築に向けて支援をします。

相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、社会参加に向けた支援が必要な人には、参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整します。

このほかにも、地域づくり事業を通じて、住民同士の支え合う関係性を育むほか、他事業と連携し地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止を目指します。

#### ■重層的支援体制整備事業の概要図



参考：厚生労働省「令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議資料(資料1 p.27参照)」

## (5) “誰一人取り残さない”持続可能な「地域」と「福祉」の実現に向けて

平成27(2015)年9月の国連総会で、“「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会”の実現のための国際目標として「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals 以下、「SDGs」という。)」を含めた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

SDGsは、令和12(2030)年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標のことを指します。

SDGsと地域福祉に共通する視点は、“持続可能な社会やそこに住む人たちが安心して暮らすことのできる社会を作り出す”ということです。各地域の課題や目標に沿って、投入すべき社会的資源を見極めることや、その地域に住む人々とのパートナーシップを深めていくことが重要です。

本計画では、地域福祉と特に関連が大きい目標である「すべての人に健康と福祉を」、「貧困をなくそう」、「人や国の不平等をなくそう」、「住み続けられるまちづくりを」を中心に、持続可能な地域と地域福祉の仕組みづくりを検討しました。

本計画の推進を通して、誰もが幸せを実感できる地域福祉の実現を目指します。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 3 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

#### (1)地域福祉計画

「地域福祉計画(市町村地域福祉計画)」とは、「社会福祉法」第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。

福祉に関する計画は、従来「高齢者」、「障害者」、「子ども」などの対象ごとに策定されてきました。しかし「地域福祉計画」は、「地域」という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、住民と共に、地域で支援を必要とする様々な人の生活を支えていくことを目指す計画です。

#### ■社会福祉法と「地域福祉」

社会福祉法の目的として、第1条に地域における社会福祉の推進が明記されており、第4条では、地域福祉の推進の担い手として地域住民が位置付けられています。



(目的)

第1条

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

#### ■社会福祉法における地域福祉計画の位置付け

地域福祉計画については、社会福祉法第107条に位置付けられています。

(市町村地域福祉計画)

第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項



## (2)地域福祉活動計画

「地域福祉計画」が市の計画であるのに対して、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって、地域福祉の推進のために策定する活動・行動計画と位置付けられています。

### 地域福祉活動計画策定指針の概要(全国社会福祉協議会 平成15(2003)年11月)

#### 第1章 地域福祉活動計画策定の考え方

##### 1. これからの「地域福祉活動計画」づくりの基本的な視点

地域福祉活動計画の策定にあたっては、市区町村地域福祉計画の法制化ならびにそこでの「住民参加」の強調、近年のNPO団体を含む市民活動の活躍、地方分権の推進等地域福祉をめぐる環境の大きな変化を踏まえ、以下のような視点を持つ必要がある。

- ① 市区町村社協は、積極的に地域福祉計画策定に協力するとともに、地域福祉活動計画を一体的に策定する。
- ② 「住民参加」に徹底して取り組む。
- ③ 福祉分野における互助住民活動の広がりの中で民間の活動計画としての性格を明確にする。

##### 2. 地域福祉活動計画とは何か

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を営業者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織立って行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

#### ■社会福祉協議会(社協)について

社会福祉協議会は社会福祉法第109条に規定され、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、以下の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業



「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって取り組み、地域において社会福祉に関する活動を行う人々や、福祉サービス関係者が協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。本市では、第3期計画から両計画を一体的に策定しています。これにより、地域福祉の理念と具体的な取組が整理され、より実効性のある計画となりました。そのため、第4期計画においても同様に、両計画を一体的に策定することとします。

## 4 計画の位置付け及び計画の期間

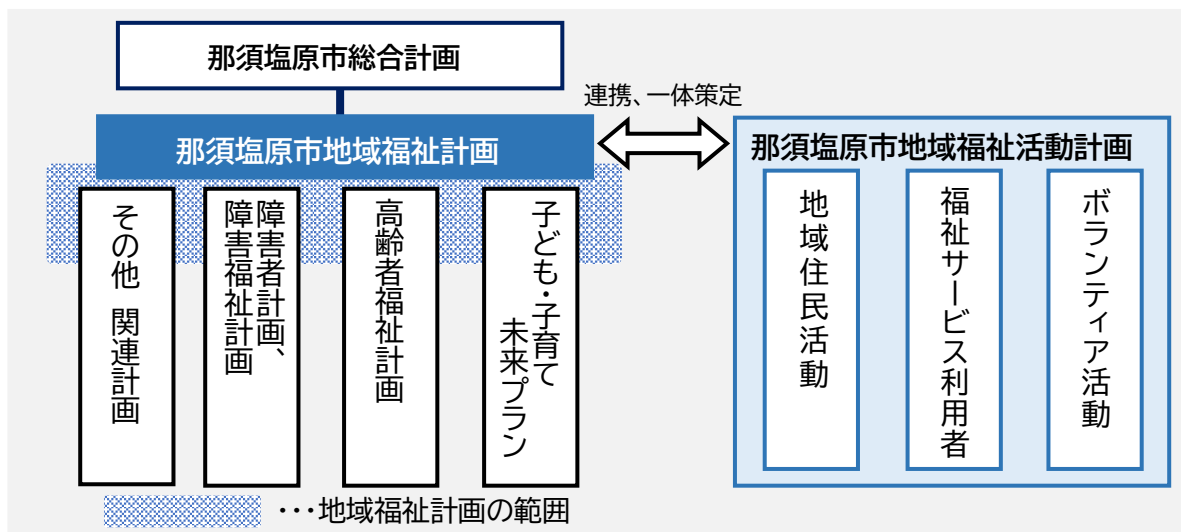
「那須塩原市地域福祉計画」は、市政運営の基本方針である「那須塩原市総合計画」の部門別計画としての性格を持っています。

高齢者、障害者、子どもなどに係る各福祉計画と連携を図りながら、これらの既存計画を横断的に接続する計画として、市民主体のまちづくりや市民参画を促し、市民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

これと連携する形で社会福祉協議会が「那須塩原市地域福祉活動計画」を策定し、具体的な地域福祉活動に取り組む指針とします。本市では、「那須塩原市地域福祉計画」と「那須塩原市地域福祉活動計画」を一体的に策定することにより、地域福祉の理念と具体的な取組を整理し、より実効性のある計画としました。

第4期那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年を計画の期間とし、必要に応じて見直しを行います。

### ■計画の位置付け



### ■那須塩原市における各計画期間

年度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)
総合計画	第2次前期基本計画						第2次後期基本計画				
地域福祉計画	第3期計画						第4期計画				
地域福祉活動計画	第3期計画						第4期計画				
子ども・子育て未来プラン	第1期計画		第2期計画				次期計画				
障害者計画	第3期計画		第3期計画				次期計画				
障害福祉計画・障害児福祉計画	第5期、第1期		第6期、第2期				次期計画				
高齢者福祉計画	第7期計画		第8期計画				次期計画				

## 5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、次のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めました。

### ①那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会、検討会議、作業部会の設置

地域福祉に関する事項を審議するため、市民、自治会、民生委員・児童委員<sup>※2</sup>、学識経験者、福祉に関する団体及び事業者並びに市職員及び社会福祉協議会職員で構成する策定委員会などを設置しました。

### ②アンケート調査の実施

令和3(2021)年6月11日～7月30日に「第4期那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に係るアンケート調査」を実施しました。

### ③地域座談会の実施

令和3(2021)年7月から12月にかけて市内9地区において地域座談会(対面)及びオンラインで2回実施。また、令和4(2022)年度は、7月に市内3地区において地域座談会(対面)を実施しました。

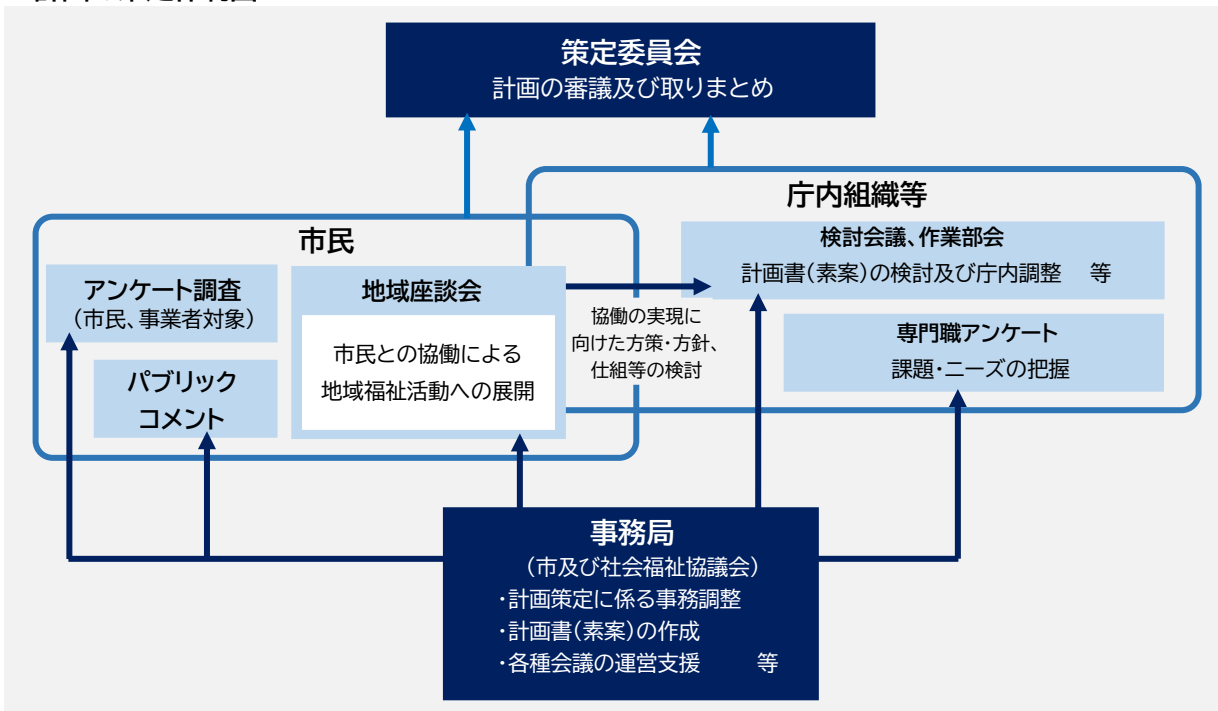
### ④専門職アンケートの実施

地域包括支援センター、自立支援協議会、民生委員・児童委員等に対する専門職アンケートを実施しました。

### ⑤パブリックコメントの実施

計画に市民の意見をより反映させるために令和4(2022)年10月～11月に、パブリックコメント<sup>※3</sup>を実施しました。

### ■計画の策定体制図



## 【第1章】注書きの解説

- ※1 アウトリーチ ……支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対して、行政や各関係機関等が積極的に働きかけて情報・支援を届ける過程のこと。
- ※2 民生委員・児童委員……民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、援助を必要としている人への助言・援助、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の市の関係機関の業務への協力等。
- ※3 パブリックコメント……重要な政策などを決定する際に、あらかじめ原案の段階から公表して広く意見を求め、それを考慮して最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見に対して市の考え方を公表する仕組み。